「やまが観光応援クーポン」取扱店を募集します

令和８年熊本地震の影響で減少した観光消費の回復を図るため、山鹿市内の宿泊者に対し、山鹿市内の店舗・施設で利用できるクーポン券（一人あたり休日１，０００円、平日２，０００円）を進呈します。
このクーポン券が利用できる取扱店を下記により募集しますので、是非お申込みください。

記

１　募集事業者
山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者で、「別添要綱」に規定する応募資格に該当するもの

２　募集期間
【第１次募集】令和８年１０月２２日（木）～令和８年１１月８日（日）
以降、令和９年１月３１日（日）まで、随時募集します。

３　申込先
（一社）山鹿温泉観光協会　（住所：山鹿市中央通５１０－２）
営業時間：午前９時～午後６時
定 休 日：１２月２９日～１月３日

４　申込方法
「やまが観光応援クーポン取扱店登録申請書」（様式４）を前記申込先窓口にご提出ください。申請内容の確認後、取扱店を示すポスターをお渡しします。

５　その他
詳細は、「やまが観光応援クーポン取扱店募集要綱」をご参照ください。

６　問い合わせ先
＜やまが観光応援事業実行委員会＞
（一社）山鹿温泉観光協会　電話：４３－２９５２

以上

「やまが観光応援クーポン」取扱店募集要綱

やまが観光応援事業実行委員会では、令和８年熊本地震の影響で減少した観光消費の回復を図るため、山鹿市の協力を受けて「やまが観光応援クーポン」を発行します。このクーポン券が使用できる取扱店を下記により募集します。

記

１　クーポン券名

やまが観光応援クーポン（紙クーポン、券種は 1,000 円券のみ）

２　発行者

やまが観光応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

３　実施内容

山鹿市内に宿泊された方に対して、山鹿市内の店舗・施設で利用できるクーポン券（１人１泊あたり平日 2,000 円分、休日 1,000 円分）を配付する。

（１）クーポン発行総額

6,000 万円（1,000 円券×6 万枚を発行）

（２）実施期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年３月１日

※１２月２９日から１月３日を除く

※クーポン券が無くなり次第終了

（３）クーポン利用者

山鹿市内に宿泊された方（1 人 1 泊あたりの宿泊料金が 5,000 円以上等の条件あり）

（４）クーポン配付場所

実行委員会の登録を受けた山鹿市内の宿泊施設にて、チェックイン時に配付

（５）利用可能期間

チェックイン日　～　チェックアウト日

（６）利用可能店舗

実行委員会の登録を受けた山鹿市内の店舗・施設

※利用可能店舗の情報は、山鹿市観光サイト「山鹿探訪なび・特設ページ」に掲載予定

４　クーポン券使用の注意事項

（１）クーポン券は、1,000 円単位で使用し、お釣りを出さないものとする。

（２）クーポン券は、取扱店において使用期間内に限り利用可能とする。

（３）クーポン券は、次のような商品・サービス等には利用できないものとする。

①宿泊代金又は旅行商品の代金ならびにキャンセル料

②出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

③金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、

旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
④たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（1 項 1 号から 3 号を除く）に規定する営業に係る支払い
⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
⑩その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

5　換金について
（1）換金期間　令和８年１２月７日（月）～令和９年３月１０日（水）
（2）換金時間　平日午前９時～午後１時３０分まで（昼休業を除く）
（3）換金場所　指定の金融機関
（4）換金期限　クーポン券の受領後、１カ月以内に行うこと（※厳守）
ただし、３月１１日以降の換金はできないため、必ず３月１０日までに換金を行うこと。
※詳細は別紙参照（取扱上の注意事項）

6　取扱店の応募資格
取扱店への応募資格は、山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者で、飲食、宿泊、観光、土産品販売、体験サービス等、主に観光客による利用が見込まれる事業所・店舗を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（1 項 1 号から 3 号を除く）に規定する営業を行う者
②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なう者
③入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を有している団体等
⑤「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等
⑥本事業の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業所・店舗は対象外とする。
コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、その他日常生活用品の販売を主とする店舗など本事業の趣旨にそぐわないと認められる事業所・店舗

7　取扱店募集期間
【第１次募集】令和８年１０月２２日（木）～１１月８日（日）
※上記以降も、令和９年１月３１日（日）まで随時募集

８　取扱店申込場所・受付時間

（一社）山鹿温泉観光協会　（住所：山鹿市中央通５１０－２）

営業時間：午前９時～午後６時

定 休 日：１２月２９日～１月３日

９　その他

（１）登録審査を経て、申請内容が応募資格を満たす場合は取扱店として登録する。なお、登録完了次第、実行委員会から取扱店を示すポスターを交付する。

（２）今回の「やまが観光応援クーポン事業」においては、登録負担金・換金負担金は徴収しない。

（３）この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、実行委員会内で協議のうえ、その対応を決定する。

＜お問い合わせ先＞

やまが観光応援事業実行委員会

（一社）山鹿温泉観光協会　電話：４３－２９５２

「やまが観光応援クーポン」取扱上の注意事項

1　クーポンの取扱に係る取扱店の責務等について

①取扱店募集要綱の４「クーポン券使用の注意事項」に基づき、クーポン券と引換えに商品等の提供を行ってください。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守してください。

②取扱店であることが明確になるように、取扱店のポスターを店舗に掲示してください。

③会計の際は、お客様からクーポン券を預かり、使用枚数をご確認のうえ、お受け取りください。なお、偽造等されたクーポンについては、如何なる理由でも換金請求に応じることはできませんので、クーポンを受け取る際は、偽造券の疑いがないかを必ずご確認ください。

2　クーポンの換金について

下記の換金場所をご確認のうえ、必要書類を添えて提出してください。

【必要書類】

①やまが観光応援クーポン請求書
②①に記入した枚数のクーポン
③やまが観光応援クーポン取扱店登録申請書（実行委員会の受付印があるものに限る）
④通帳
⑤各金融機関指定の入金申込書

【換金期間・時間（予定)】

換金期間　令和８年１２月７日（月）から令和９年３月１０日（水）まで
換金時間　午前９時～午後１時３０分まで（昼休業除く）
換金場所　・肥後銀行 山鹿支店（TEL 44-4111）
・肥後銀行 来民支店（TEL 46-3121）　[昼休業 11 時 30 分～12 時 30 分]
・熊本銀行 山鹿支店（TEL 43-2108）　[昼休業 11 時 30 分～12 時 30 分]
・熊本第一信用金庫 山鹿来民支店（TEL 44-4125）　[昼休業 12 時～13 時]

【換金についてお願い】

①クーポンの受取後、１カ月以内に換金いただきますようお願いします。

②クーポンの配付は２月２８日までとなりますので、換金期限は３月１０日（水）までとさせていただきます。換金期間を過ぎての換金はいたしかねますので、換金漏れがございませんようご注意ください。

③換金額はご指定の口座に入金されますが、換金日から入金までに３営業日要することもございますので、予めご了承ください。

④使用された商品券は 100 枚単位に結束（100 枚未満の端数は枚数を明記）してご持参ください。

▼その他ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

やまが観光応援事業実行委員会事務局
（一社）山鹿温泉観光協会　　ＴＥＬ　４３－２９５２

（様式４）

「やまが観光応援クーポン」取扱店登録申請書

※太枠内のみご記入ください。

令和　　年　　月　　日

やまが観光応援事業実行委員会長　様

（申請者）

住　　所

事業所名

代表者名　　印

やまが観光応援クーポン取扱店として下記のとおり申請します。
なお、事業の実施にあたっては、「やまが観光応援クーポン取扱店募集要綱」を厳守するとともに、商取引無くクーポン券を流通させない等、不正使用をしないことを誓います。

屋　　号 （店舗名）	
業　　種 （いずれかに〇）	1．飲食業　　2．土産店　　3．観光施設　　4．文化施設 5．宿泊業　　6．旅客運送業　　7．その他（　　）
営業時間 （24 時間表記）	時　　分　～　　時　　分
定 休 日	
主な対象商品･ サービス等	
本件担当者 役職・氏名	
電話番号	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

※ 本申請書は、換金請求時に必要となりますので、取扱には十分ご注意ください。

上記のとおり「やまが観光応援クーポン」取扱店として登録を受付けました。

令和　　年　　月　　日

やまが観光応援事業実行委員会（事務局：（一社）山鹿温泉観光協会）